

第 3 3 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）の対象となる行政文書の存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申について

本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

1 異議申立て①について

(1) 平成27年 9月 7日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

平成27年 9月 4日に請求者が開示を受けた平成27年 5月25日付の市長ホットラインの通報に対し、調査を行わないことがある理由の分かる文書

(2) 同年 9月24日、実施機関は、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 9月29日、異議申立人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

2 異議申立て②について

(1) 平成27年 9月 7日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

平成27年 9月 4日に請求者が開示を受けた平成26年12月 8日付の市長ホットラインの通報について、法令違反を指摘する内容であるにもかかわらず

ず「市民の声」扱いとすることのある理由の分かる文書

(2) 同年 9月24日、実施機関は、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 9月29日、異議申立人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

3 異議申立て③について

(1) 平成27年 9月 7日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

平成27年 9月 4日に請求者が開示を受けた平成26年12月 8日付の「市民の声」扱いとなった市長ホットラインについて、通報者に回答しないことがある理由の分かる文書

(2) 同年 9月24日、実施機関は、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 9月29日、異議申立人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 4 実施機関の主張

1 各決定通知書によると、実施機関は、本件各異議申立ての対象となる行政文書（以下「本件各行政文書」という。）の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した理由について次のとおり主張している。

(1) 市長ホットライン等、通報にかかる事実の有無は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第 7条第 1項第 1号に該当するため。

(2) 法令違反その他不正な行為について提供された情報を公にすることにより、任意による情報提供が得られなくなり、適正な職務の執行の確保に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、条例第 7条第 1項第 5号に該当するため。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 異議申立て①に係る主張について

異議申立人からなされた当初の公開請求内容は「市長ホットラインに通報があったにも拘らず、何らの調査も行わない理由の分かるもの（平成27年 9月 4日、「市長ホットライン情報提供」の開示を受けた。平成27年 5月25日受付の市長ホットラインについては、何らの調査も行われた形跡がない。法令違反の通報があっても調査をしていない。名古屋市が平成26年 5月22日に公布した名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例があるにも拘らず、調査しない理由の分かるもの）」であるが、その請求内容については、一般的な取扱いとして市長ホットラインへの通報に対して調査を行わないことがある理由の分かる文書を指すのか、あるいは、特定の通報に対して調査を行わない理由の分かる文書を指すのか明確でなかったことから、請求する行政文書を特定するために必要があるとして、条例第 6条第 2項に基づく補正を求めるため、「行政文書公開請求の補正について（依頼）」（以下「補正依頼①」という。）を異議申立人あてに送付した。補正依頼①の内容は、「特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできません。」と断った上で、請求する行政文書の名称又は内容について、「一般的な取扱いとして市長ホットラインの通報に対し、調査を行わないことがある理由の分かる文書」として取扱ってよいか確認を求めるものである。

この補正依頼①に対する異議申立人の回答は「一般的な取扱いとして」の箇所を「当該通報に係る」とするものであり、「当該通報」とは平成27年 9月 4日に異議申立人（請求者）が開示を受けた平成27年 5月25日付の市長ホットラインの通報を指すことは明らかである。

したがって、本件公開請求①に係る行政文書の名称を「平成27年 9月 4日に請求者が開示を受けた平成27年 5月25日付の市長ホットラインの通報に対し、調査を行わないことがある理由の分かる文書」と特定したことは正当である。

なお、「平成27年 9月 4日に請求者が開示を受けた平成27年 5月25日付の市長ホットラインの通報」とは、異議申立人自らによる通報である。

(2) 異議申立て②に係る主張について

異議申立人からなされた当初の公開請求内容は「平成26年12月 8日受付の市長ホットライン提供情報が法令違反にも拘らず、「市民の声」扱いとした理由の分かるもの（平成27年 9月 4日、「市長ホットライン情報提供

」の開示をうけた。当該開示文書に「本件、市民の声扱いとしてよろしいか。」との記載がある。)」であったが、その請求内容については、一般的な取扱いとして、市長ホットラインへの通報について「市民の声」扱いとする理由の分かる文書を指すのか、あるいは、特定の通報に対して「市民の声」扱いとする理由の分かる文書を指すのか明確でなかったことから、請求する行政文書を特定するために必要があるとして、条例第 6 条第 2 項に基づく補正を求めるため、「行政文書公開請求の補正について（依頼）」（以下「補正依頼②」という。）を異議申立人あてに送付した。補正依頼②の内容は、「特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできません。」と断った上で、請求する行政文書の名称又は内容について、「一般的な取扱いとして市長ホットラインへの通報について、法令違反を指摘する内容であるにもかかわらず「市民の声」扱いとすることがある理由の分かる文書」として取扱ってよいか確認を求めるものであった。

この補正依頼②に対する異議申立人の回答は「一般的な取扱いとして」の箇所を「当該通報に係る」とするものであり、「当該通報」とは平成 27 年 9 月 4 日に異議申立人（請求者）が開示を受けた平成 26 年 12 月 8 日付の市長ホットラインの通報を指すことは明らかである。

したがって、本件公開請求②に係る行政文書の名称を「平成 27 年 9 月 4 日に請求者が開示を受けた平成 26 年 12 月 8 日付の市長ホットラインの通報について、法令違反を指摘する内容であるにもかかわらず「市民の声」扱いとすることのある理由の分かる文書」と特定したことは正当である。

なお、「平成 27 年 9 月 4 日に請求者が開示を受けた平成 26 年 12 月 8 日付の市長ホットラインの通報」とは、異議申立人自らによる通報である。

(3) 異議申立て③に係る主張について

異議申立人からなされた当初の公開請求内容は「平成 26 年 12 月 8 日受付の市長ホットラインを「市民の声」扱いとしたにも拘らず、通報者に回答しない理由の分かるもの（平成 27 年 9 月 4 日、「市長ホットライン情報提供」の開示を受けた。当該開示文書に「本件、市民の声扱いとしてよろしいか。」との記載があり、総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室長の決裁を受けている。）」であったが、その請求内容については、一般的な取扱いとして「市民の声」扱いとなった市長ホットラインへの通報について、通報者に回答しないことがある理由の分かる文書を指すのか、あるいは、「市民の声」扱いとなった特定の通報に対して通報者に回答しないことがある理由の分かる文書を指すのか明確でなかったことから、請

求する行政文書を特定するために必要があるとして、条例第 6 条第 2 項に基づく補正を求めるため、「行政文書公開請求の補正について（依頼）」（以下「補正依頼③」という。）を異議申立人あてに送付した。補正依頼③の内容は、「特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできません。」と断った上で、請求する行政文書の名称又は内容について、「一般的な取扱いとして「市民の声」扱いとなった市長ホットラインへの通報について、通報者に回答しないことがある理由の分かる文書」として取扱ってよいか確認を求めるものである。

この補正依頼③に対する異議申立人の回答は「一般的な取扱いとして」の箇所を「当該通報に係る」とするものであり、「当該通報」とは平成 27 年 9 月 4 日に異議申立人（請求者）が開示を受けた平成 26 年 12 月 8 日付の市長ホットラインの通報を指すことは明らかである。

したがって、本件公開請求③に係る行政文書の名称を「平成 27 年 9 月 4 日に請求者が開示を受けた平成 26 年 12 月 8 日付の「市民の声」扱いとなった市長ホットラインについて、通報者に回答しないことがある理由の分かる文書」と特定したことは正当である。

(4) 本件各異議申立てに共通する主張について

ア 条例第 9 条において、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」とされている。

また、行政文書公開事務取扱要綱第 4、第 7 項において、存否応答拒否の決定を行う場合は、行政文書非公開決定通知書の「公開しない理由」欄に、公開請求に係る文書が仮に存在した場合に適用することになる非公開条項及び当該行政文書の存否を明らかにすることが非公開情報を公開することとなる旨を記入することとされている。

イ 本件公開請求①から③は、特定の通報への具体的な対応の根拠を示す文書について開示を求めるものであり、該当する行政文書の存否を答えることは、事実上、当該通報の有無そのものを回答することとなる。当該通報の有無を回答することは、非公開情報を公開することとなるため、条例第 9 条（存否応答拒否）による本件各処分を行ったものである。

ウ 非公開情報に該当する理由について、通報に係る事実の有無は、特定

の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報（個人情報）に該当する。

なお、本件公開請求①から③は、異議申立人自らが行った市長ホットラインへの通報にかかるものであるが、「名古屋市情報公開条例の解釈及び運用」中、第 7 条第 1 項第 1 号関係（個人情報）において、「個人に関する情報について当該本人から公開の請求（自己情報の公開請求）があった場合においても、本号の運用に当たっては、本人以外の者から当該情報の請求があった場合と同様に扱うものとする。」とされている。

エ また、通報にかかる事実の有無について答えることは、法令違反その他不正な行為について提供された情報を公にすることとなる。これによって、通報内容の秘匿を前提とした任意による情報提供が得られなくなることが懸念されるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。したがって、市長ホットラインの公正又は適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に規定する非公開情報（行政運営情報）に該当する。

なお、市長ホットラインという通報制度について公正又は適正な運用を確保することは、十分に法的保護に値するものである。

オ 以上により、本件公開請求①から③に係る行政文書の存否を明らかにすることが、事実上、当該通報の有無を回答することになり、非公開情報を公開することとなることから、条例第 9 条（存否応答拒否）による本件各処分を行ったものである。

第 5 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件各処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 本件各異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成27年 7月31日、請求の内容を「平成26年12月 8日及び平成27年 5月 24日付け提出の市長ホットライン」との個人情報開示請求に対して、総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）は 2週間の開示期間延長後、平成27年 8月27日、「名古屋市個人情報保護条例第20条第 1項第 7号に該当（開示請求にあった文書に記載されている情報のうち、当該通報に係る指示以降の内容については、開示することにより、市長ホットラインに係る事務の公正又は適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）」という理由で、一部開示決定とした。

平成27年 9月 4日、一部開示の文書を受領したが、37頁中32頁が全くの黒塗りで、残りの 5頁も 3頁がほとんど黒塗りにされていた。当日、コンプライアンス推進室主事等が説明に来たが、開示文書の順番こそ即座に対応できたが、内容については「市長ホットラインについては、全て市長が見て、指示している。」と重ねて断言するだけで、全く説明できず、疑義が増すばかりであった。仕方なく、平成27年 9月 7日、請求の内容を一般的な行政機関であれば当然、作成しているはずの極めて一般的な内容で行政文書公開請求させて頂いた。

平成27年 9月16日、開示期限が近付いた頃、コンプライアンス推進室長から 9月30日までを期限とする行政文書公開請求の補正依頼が郵送で突然届いた。当方は直ちにメールで返信し、ほぼ同室長の意向に沿った補正回答を行ったところである。それにも拘らず、今回の請求に対しては、存否応答拒否であった。補正依頼は延長のためだったのか単なる証拠作りのためだったのか全く無意味なものである。

平成27年 9月11日、コンプライアンス推進室主査A及び主事Bに 9月 4日に受領した文書の説明を聞いたところであるが、当方に報告しない理由は、「報告しないと判断したのは市長である。全て市長に見せて、全て市長指示である。」とし、全て市長に責任転嫁し、開示文書にある「施行」という意味を主査Aは全く返答できず、「この市長ホットラインの処理は終了したとも、していないとも言えない。」とだけ続けた。市民の声扱いとした場合に回答をしないことに対し、主事Bは「市長ホットラインに係る市民の声は回答をしない。」と虚偽の回答を平然とした。同主事は他にも 9月11日に個人情報開示請求書を行った関連文書に対して、「黒塗りに再指示の年月日がある。」とありえない虚偽の説明を行ったところである。

公立大学法人名古屋市立大学前総務課長を始めとする同大学等職員の虚偽公文書作成、公文書毀棄及び公開対象文書の隠蔽等非違行為は明らかに

なっており、当該事項を隠蔽しようとするコンプライアンス推進室長及び室員は、公務員らしく法令順守し、猛省して本来の適切な業務遂行に臨まなければならない。

(2) 市長ホットラインについて、名古屋市ウェブサイト法令違反や不正があったら通報ほしいと記載しておきながら、通報しても何もしない、調べた形跡もないようないい加減な制度であればやめればよい。

コンプライアンス推進室の職員に聞いてみると、通報に対して調べるかどうかは市長の判断で行うもので、処理が終わったかどうかはわからないと言われた。市長ホットラインの取り決めや目安がないのであれば、制度の意味がない。市長ホットラインの法令根拠や規程などを出してほしい。

第 6 審査会の判断

1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非公開決定を行ったことが、妥当か否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 市長ホットラインについて

市長ホットラインとは、名古屋市の業務にかかる法令違反その他不正な行為について情報を受け、その情報は市長が目を通すとともに、必要に応じて、その内容に係る部署へ送り、調査、対応等を行うものである。

4 条例第 9 条該当性について

(1) 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7 条に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明

らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) 実施機関は、本件各行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第1号及び第5号の非公開情報を公開することになるとして、存否応答拒否による非公開決定を行ったものである。

(3) 当審査会は、まず、本件各行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第1号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 条例第7条第1項1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 本件公開請求①から③は、公開請求者自身が市長ホットラインへ通報したことにに関して、具体的な対応の根拠を示す行政文書の公開を求めるものであり、本件行政文書の存否を答えることは、公開請求者が市長ホットラインへ通報したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものである。

ウ 本件存否情報は公開請求者の個人に関する情報であり、公開請求者自身が特定の個人として識別することができるものと認められる。

エ また、市長ホットラインは、上記3のとおり、名古屋市の業務にかかる法令違反その他不正な行為について通報を受けるものであり、誰が通報を行ったかが公になることで、通報内容に係る関係者からの圧力や、いわれなき非難等を受ける恐れがあるため、市長ホットラインへ通報したという事実の有無は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

オ 以上のことから、本件各行政文書が存在するか否かを答えるだけで、
 条例第 7 条第 1 項第 1 号の非公開情報を公開することになると認められる。

(4) 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

実施機関は、本件各行政文書が存在するか否かを答えるだけで条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当し、非公開情報を公開することになると主張しているが、上記 (3) で判断したように、当該文書の存否を応答すべきでないと考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

5 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件各処分 of 妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

異議申立て①、②及び③

年 月 日	内 容
平成27年11月16日	諮問書の受理
12月 1日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成28年 1月 7日	弁明意見書の受理
1月20日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
令和 2年12月18日 (第32回第 2小委員会)	調査審議
令和 3年 7月30日 (第39回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第39回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
8月27日 (第40回第 2小委員会)	調査審議
9月24日 (第41回第 2小委員会)	調査審議

10月22日	答申
--------	----

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充